

令和2年2月7日

一般質問・代表質問・総括質問における持ち時間の変更について

会派の構成員数に変更があったため、標記の件について下記のとおり変更する。

記

1 一般質問の時間配分（別紙1）

一般質問については、現員数に変更がないため、議員1人当たりの持ち時間に変更はない。

そのため、構成員数の変更があった **自民党** 及び **新たに無所属議員となった1名の議員**の持ち時間に変更が生じたが、それ以外の会派への影響はない。

2 代表質問の時間配分（別紙2）

代表質問については、議員1人当たりの質問時間を、代表質問を行う会派（自民党、公明党、共産党、民主クラブ）の構成員の人数から算出するため、変更が生じる。

そのため、4会派の会派当たりの持ち時間を再計算したところ、**自民党**、**公明党**、**共産党**の持ち時間に変更が生じた。

3 総括質問の時間配分（別紙3）

総括質問については、現員数に変更がないため、議員1人当たりの持ち時間に変更はない。

そのため、構成員数の変更があった **自民党** 及び **新たに無所属議員となった1名の議員**の持ち時間に変更が生じたが、それ以外の会派への影響はない。

一般質問の時間配分

- 1 1日の会議時間延べ7時間（10時～17時）のうち、議事30分・休憩1時間30分（概ね12時～13時及び15時～15時30分）の2時間を除いた5時間を、一般質問の時間とする。
- 2 一般質問5時間の配分は過去の実績を勘案し、質問時間を6割（3時間）答弁時間を4割（2時間）と見なす。
- 3 1年間の一般質問の日程は、第1回定例会1日、第2回・3回・4回定例会2日ずつの合計7日間となる。従って、一般質問の質問時間は、21時間（3時間×7日）である。
- 4 1年間の議員1人当たりの質問時間は27分（21時間÷46人）となる。
- 5 各会派及び無所属議員の1日の質問時間は、1年間の各会派及び無所属議員の持ち時間（27分×所属議員数）を一般質問の日程7日で割った時間とする。
- 6 第2回・3回・4回定例会は、一般質問の日程が2日（6時間）あるので、1人会派及び無所属議員にも時間を割りふることにする。
- 7 質問については、主として区政に関する考え方や方針・見解等に関して概括的に行うこととし、上記の時間配分（質問時間を6割、答弁時間を4割）を十分に考慮して行う。

《算出根拠》

(小数点以下第一位四捨五入)

1 議員1人当たりの持ち時間 21時間（1,260分）÷46人 ≒ 27分

2 各会派の1年間の持ち時間

〔自 民 党〕 27分×17人 = 459分

〔公 明 党〕 27分×10人 = 270分

〔共 産 党〕 27分×9人 = 243分

〔民主クラブ〕 27分×4人 = 108分

〔市 民〕 27分×3人 = 81分

〔無所属の会〕 27分×2人 = 54分

3 各会派の1日の持ち時間

〔自 民 党〕 459分÷7日 = 66分

〔公 明 党〕 270分÷7日 = 39分

〔共 産 党〕 243分÷7日 = 35分

〔民主クラブ〕 108分÷7日 = 15分

〔市 民〕 81分÷7日 = 12分

〔無所属の会〕 54分÷7日 = 8分

4 各定例会の時間配分

(1) 第1回定例会の時間配分

〔自 民 党〕	66 62分	}	合計	171	51	合計 175 分 (2時間 55分)
〔公 明 党〕	39分					
〔共 産 党〕	35分					
〔民主クラブ〕	15分					
〔市 民〕	12分					
〔無所属の会〕	8分					

(2) 第2・3・4回定例会の時間配分

〔自 民 党〕	66 62分×2日=132 124分	}	合計	342	42	合計 350分 (5時間 50分)
〔公 明 党〕	39分×2日= 78分					
〔共 産 党〕	35分×2日= 70分					
〔民主クラブ〕	15分×2日= 30分					
〔市 民〕	12分×2日= 24分					
〔無所属の会〕	8分×2日= 16分					

〔1人会派・無所属議員〕 27分

※13分と14分の2回にわけて行うことができることとする。

代表質問の時間配分

- 1 1日の会議時間延べ7時間（10時～17時）のうち、休憩1時間30分（概ね12時～13時及び15時～15時30分）を除いた5時間30分を、代表質問の時間とする。
- 2 代表質問5時間30分の配分は過去の実績を勘案し、質問時間を6割（3時間18分）答弁時間を4割（2時間12分）と見なす。
- 3 議員1人当たりに換算した質問時間（198分÷40人）に、会派の人数を掛け、会派の質問時間を算出する。
- 4 1人会派及び無所属議員については、代表質問は行わない。
- 5 質問については、区長の施政方針に対して大局的な見地から行うこととし、上記の時間配分（質問時間を6割、答弁時間を4割）を十分に考慮して行う。

《算出根拠》

- 1 一人当たりの質問時間 ~~5.0~~ 5.1分 （小数点以下第二位四捨五入）
- 2 会派当たりの質問時間（小数点以下第一位四捨五入）
 - 〔自 民 党〕 ~~5~~ 5.1分×~~17~~ 16人＝~~85~~ 82分
 - 〔公 明 党〕 ~~5~~ 5.1分×10人＝~~50~~ 51分
 - 〔共 産 党〕 ~~5~~ 5.1分×9人＝~~45~~ 46分
 - 〔民主クラブ〕 ~~5~~ 5.1分×4人＝20分

199 19

} 合計 200分（3時間 20分）

総括質問の時間配分

1 補正予算の総括質問

(小数点以下第一位四捨五入)

議員1人あたりの持ち時間 6分

[会議時間-(幹事長会出席会派加算)-議事運営時間]÷現員数

[330分 -(10分 × 4会派) - 10分] ÷ 46人 ≒ 6分

※幹事長会出席会派は10分を加算する。

自 民 党	6分× 17 16人+10分=	112 106分
公 明 党	6分×10人+10分=	70分
共 産 党	6分×9人+10分=	64分
民主クラブ	6分×4人+10分=	34分
市 民	6分×3人	= 18分
無所属の会	6分×2人	= 12分
無所属議員		6分
無所属議員		6分

2 決算・当初予算の総括質問

(小数点以下第一位四捨五入)

議員1人あたりの持ち時間 18分

[会議時間-(幹事長会出席会派加算)-議事運営時間]÷現員数

[990分 -(30分 × 4会派) - 30分] ÷ 46人 ≒ 18分

※幹事長会出席会派は30分を加算する。

自 民 党	18分× 17 16人+30分=	336 318分
公 明 党	18分×10人+30分=	210分
共 産 党	18分×9人+30分=	192分
民主クラブ	18分×4人+30分=	102分
市 民	18分×3人	= 54分
無所属の会	18分×2人	= 36分
無所属議員		20分
無所属議員		20分

※1人会派の質問持ち時間は20分とする。

(平成7年8月17日 議会運営委員会決定)